

訪問リハビリテーション
(介護予防訪問リハビリテーション)
自主点検表

事業所番号	
事業所名	
所在地	
電話番号	
法人名	
法人代表者 職・氏名	
管理者名	
記入者 職・氏名	
記入年月日	令和 年 月 日

前橋市福祉部指導監査課

自主点検に当たっての留意事項

1 自主点検表の目的

この自主点検表は下記の条例等に基づき作成しています。本自主点検表を用いて事業者自身が、自らのサービスの提供体制及び運営状況、サービス費用の算定方法についての点検・評価を行うことにより、各種基準の遵守の徹底と、より質の高いサービスの提供に役立てていただくことを目的としています。

2 自主点検表の利用方法

[自主点検の実施時期]

最低でも年1回行うこととし、事業者自らが必要と思う時期に定期的に点検を行ってください。

[自主点検を行う者]

自主点検は事業所の管理者、法人の法令遵守責任者等、当該事業の運営について責任を負う者を中心に原則として複数の者で行うこととしてください。

[点検方法]

各項目の「評価事項」に対して、次の区分により、「評価」欄に自主点検した結果を記入します。

A:できている B:一部できている C:できていない =:該当なし

チェックボックス□は、該当するものを■とし、自主点検の際に評価の参考にしてください。

[点検後の対応等]

点検を行った結果、基準を満たしていない事項又は基準の一部しか満たしていない事項があつた場合には、原因分析を行うとともに、速やかに必要な改善策を講じてください。なお、人員欠如や報酬請求上の基準欠如等、重大な事態が明らかになった場合は速やかに介護保険課まで連絡をしてください。介護保険給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出が必要な場合があります。

[点検結果の共有]

点検を行った結果及び改善事項については、事業所内研修等で全従業者と共有し、サービスの質の向上に活用してください。

[点検結果の保管]

作成した自主点検表及び改善経過がわかる書類については、適切に保管を行い、市が行う運営指導時等に求めがあった際には提示をお願いします。

3 摘要欄の表記

〔法〕 介護保険法（平成9年法律第123号）

〔規〕 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

〔条〕 前橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年前橋市条例第41号）

※ 訪問リハビリテーション以外の事業の条文を準用する場合は、（準用第89条）を付記。

《条》 前橋市指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年前橋市条例第46号）

※ 介護予防訪問リハビリテーション以外の事業の条文を準用する場合は、（準用第85条）を付記。

〔通〕 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）

〔通〕第3一：「第3 介護サービス」 - 「一 訪問介護」

〔通〕第3二：「第3 介護サービス」 - 「二 訪問入浴介護」

〔通〕第3四：「第3 介護サービス」 - 「四 訪問リハビリテーション」

〔通〕第4一：「第4 介護予防サービス」 - 「三 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」

〔報〕 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）

《報》 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）

〔留〕 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）

《留》 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号、老振発第0317001号、老老発第0317001号：別紙1）

上記以外の根拠法令等は、摘要欄に名称を記載。

第1 一般原則及び基本方針

注) 介護予防訪問リハビリテーションの場合、評価事項欄等に特別の注記がない限り、文中の「居宅サービス」を「介護予防サービス」に読み替えてください。

項目	評価事項	評価	摘要
1 指定居宅サービスの事業の一般原則	1 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。 2 地域との結び付きを重視し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。 3 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 4 介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行なうよう努めているか。	()	〔条〕第3条 《条》第3条
2 基本方針(訪問リハビリテーション)	1 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図っているか。	()	〔条〕第80条
3 基本方針(介護予防訪問リハビリテーション)	1 その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指しているか。	()	《条》第79条

第2 人員基準

注) 指定介護予防訪問リハビリテーションの場合、評価事項欄に特段の注記がない限り、文中の「訪問リハビリテーション」を「介護予防訪問リハビリテーション」に読み替えてください。

項目	評価事項	評価	摘要
1 医師	<p>1 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な医師を1人以上置いているか。</p> <p>※ 指定訪問リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であって、病院又は診療所（医師について介護老人保健施設又は介護医療院の人員基準を満たす余力がある場合に限る。）と併設されているものについては、当該病院又は診療所の常勤医師との兼務で差し支えない。</p> <p>※ 指定訪問リハビリテーション事業所のみなし指定を受けた介護老人保健施設又は介護医療院においては、当該介護老人保健施設又は当該介護医療院の医師の配置基準を満たすことをもって、訪問リハビリテーション事業所の医師の常勤配置に係る基準を満たしているとみなすことができる。</p>	()	[条] 第81条 〔条〕 第80条 〔通〕 第3-四-1
	<p>2 医師は常勤であるか。</p> <p>※ 指定訪問リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であって、当該介護老人保健施設又は当該介護医療院に常勤医師として勤務している場合には、常勤の要件として足るものであること。</p> <p>※ 指定訪問リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であって、病院又は診療所（医師について介護老人保健施設又は介護医療院の人員基準を満たす余力がある場合に限る。）と併設されている事業所において、指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、当該病院又は当該診療所の常勤医師と兼務している場合には、常勤の要件として足るものであること。</p>	()	
2 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	<p>1 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を1人以上置いているか。</p>	()	

第3 設備基準

注) 指定介護予防訪問リハビリテーションの場合、評価事項欄に特段の注記がない限り、文中の「訪問リハビリテーション」を「介護予防訪問リハビリテーション」に読み替えてください。

項目	評価事項	評価	摘要
1 設備及び備品等	1 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、事業の運営を行うために必要な広さ（利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペース）を有する専用の区画を設けているか。	()	[条] 第82条 《条》第81条 〔通〕第3-四-2
	2 指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 ※ 設備及び備品等については、当該病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における診療用に備え付けられたものを使用することができる。	()	

第4 運営基準

注) 指定介護予防訪問リハビリテーションの場合、評価事項欄に特段の注記がない限り、文中の「訪問リハビリテーション」を「介護予防訪問リハビリテーション」に読み替えてください。

項目	評価事項	評価	摘要
1 内容及び手続の説明及び同意	<p>1 指定訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次の項目を記した文書を交付して説明を行っているか。 また、当該指定訪問リハビリテーションの提供の開始について利用申込者の同意を、書面により得ているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 運営規程の概要（利用料の具体的な金額を含む） <input type="checkbox"/> 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制 <input type="checkbox"/> 事故発生時の対応 <input type="checkbox"/> 苦情処理の体制 <input type="checkbox"/> 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項</p> <p>2 上記1の文書はわかりやすいものとなっているか。</p>	()	〔条〕第9条（準用第89条） 《条》第51条の2（準用第85条） 〔通〕第3――3(2)
	3 電磁的方法による重要な事項の提供については、以下のとおり行っているか。	()	
	<p>① 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要な事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。 この場合において、指定訪問リハビリテーション事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 指定訪問リハビリテーション事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 指定訪問リハビリテーション事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された上記1に規定する重要な事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p>		

項目	評価項目	評価	摘要
1 内容及び手続の説明及び同意（続き）	<p>二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに上記①に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>② ①に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>③ ①の「電子情報処理組織」とは、指定訪問リハビリテーション事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>④ 指定訪問リハビリテーション事業者は、①により提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一 ①に規定する方法のうち指定訪問リハビリテーション事業者が使用するもの</p> <p>二 ファイルへの記録の方式</p> <p>⑤ ④の規定による承諾を得た指定訪問リハビリテーション事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、電磁的方法によって重要事項の提供をしてはならない。</p> <p>ただし、当該利用申込者又はその家族が再び④の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>		
2 提供拒否の禁止	<p>1 次の正当な理由以外で、指定訪問リハビリテーションの提供を拒んでいないか。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該指定訪問リハビリテーション事業所の現員では利用申込みに応じきれない場合</p> <p><input type="checkbox"/> 利用申込者の居住地が当該指定訪問リハビリテーション事業所の通常の事業の実施地域外である場合</p> <p><input type="checkbox"/> その他利用申込者に対し自ら適切な指定訪問リハビリテーションを提供することが困難な場合</p> <p>2 要介護度や所得の多寡を理由にサービス提供を拒否していないか。</p>	()	[条] 第10条 (準用第89条) 《条》第51条の3 (準用第85条) 〔通〕第3――3(3)
3 サービス提供困難時の対応	1 当該指定訪問リハビリテーション事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問リハビリテーションを提供することが困難であると認められる場合は、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）への連絡、適当な他の指定訪問リハビリテーション事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	()	[条] 第11条 (準用第89条) 《条》第51条の4 (準用第85条) 〔通〕第3――3(4)
4 受給資格等の確認	<p>1 被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確認しているか。</p> <p>2 被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して指定訪問リハビリテーションを提供するように努めているか。</p>	()	[条] 第12条 (準用第89条) 《条》第51条の5 (準用第85条) 〔通〕第3――3(5)

項目	評価項目	評価	摘要
5 要介護認定の申請に係る援助	1 要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているかどうかを確認しているか。	()	〔条〕第13条 (準用第89条) 《条》第51条の6 (準用第85条) 〔通〕第3――3(6)
	2 利用者に居宅介護支援が行われていない場合で、必要と認めるときは、利用申込者の意思を踏まえて速やかに更新申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 <input type="checkbox"/> 申請の援助が必要な場合は、遅くとも要介護認定等の有効期間が終了する30日前には申請の援助を行うこと。	()	
6 心身の状況等の把握	1 居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、次の項目の把握に努めているか。 <input type="checkbox"/> 利用者の心身の状況、病歴 <input type="checkbox"/> 利用者の置かれている環境 <input type="checkbox"/> 保健医療サービスの利用状況 <input type="checkbox"/> 福祉サービスの利用状況 等	()	〔条〕第14条 (準用第89条) 《条》第51条の7 (準用第85条)
7 居宅介護支援事業者等との連携	1 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	()	〔条〕第69条 (準用第89条) 《条》第51条の8 (準用第85条)
	2 指定訪問リハビリテーションの提供の終了に際しては、以下を行っているか。 <input type="checkbox"/> 利用者又はその家族に対して適切な指導を行う。 <input type="checkbox"/> 主治医及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。	()	
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	1 利用申込者が法定代理受領サービスとして指定訪問リハビリテーションを受けない場合、利用申込者又はその家族に対し、次のことを行っているか。 <input type="checkbox"/> 居宅サービス計画を居宅介護支援事業者に作成依頼する旨を市町村へ届け出ること等により、指定訪問リハビリテーションの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明 <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること <input type="checkbox"/> 他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助	()	〔条〕第16条 (準用第89条) 《条》第51条の9 (準用第85条)
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	1 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問リハビリテーションを提供しているか。	()	〔条〕第17条 (準用第89条) 《条》第51条の10 (準用第85条)
10 居宅サービス計画等の変更の援助	1 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。 ※ 利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、指定訪問リハビリテーション事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含む。	()	〔条〕第18条 (準用第89条) 《条》第51条の11 (準用第85条) 〔通〕第3――3(8)

項目	評価事項	評価	摘要
11 身分を証する書類の携行	<p>1 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又は家族から求められたときは、これを提示させているか。</p> <p>2 身分を証する書類には、当該指定訪問リハビリテーション事業所の名称、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の氏名の記載があるか。</p> <p>※ 当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の写真の添付や職能の記載を行うことが望ましい。</p>	()	[条] 第19条 (準用第89条) 《条》第51条の12 (準用第85条) 〔通〕第3――3(9)
12 サービスの提供の記録	<p>1 指定訪問リハビリテーションを提供した際に、次の項目を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準じた書面（サービス利用票等）に記載しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 提供日 <input type="checkbox"/> 提供内容 <input type="checkbox"/> 当該指定訪問リハビリテーションについて支払を受ける居宅介護サービス費の額（法定代理受領した額） <input type="checkbox"/> その他、サービス提供に当たって必要な事項 <p>2 上記1の訪問リハビリテーションの提供内容に関して、具体的に次のことを記録しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 提供日 <input type="checkbox"/> 提供した具体的なサービスの内容 <ul style="list-style-type: none"> ・算定している加算の算定根拠となる記録等を含む。 <input type="checkbox"/> 利用者の心身の状況 <input type="checkbox"/> その他必要な事項 <p>3 上記2の具体的なサービスの内容等の記録を5年間保存しているか。</p> <p>4 利用者からの申出があった場合には、文書を交付するなど、その情報を利用者に対して提供しているか。</p>	()	[条] 第20条 (準用第89条) 《条》第51条の13 (準用第85条) 〔通〕第3――3(10)
13 利用料等の受領	<p>1 法定代理受領サービスに該当する指定訪問リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額（1割、2割又は3割負担額）の支払を受けているか。</p> <p>2 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額（いわゆる償還払いの場合）及び法定代理受領サービスである指定訪問リハビリテーションに係る費用と、健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じていないか。</p> <p>3 上記1、2のほか、利用者の希望で通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問リハビリテーションを行う場合に要した交通費の額を除き、費用の支払を利用者から受けていないか。</p>	()	[条] 第83条 《条》第82条 〔通〕第3-四-3(1) 〔法〕第41条第8項 〔規〕第65条 ○介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除等の取扱いについて（平成28年10月3日厚生労働省老健局振興課事務連絡）

項目	評価項目	評価	摘要
13 利用料等の受領（続き）	4 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定訪問リハビリテーションに要する交通費の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、次のことを行っているか。	()	
	□ 利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行っている。		
	□ 文書で同意を得ている。		
	□ 利用料の内容及び費用の額について、事業所の見やすい場所に掲示している。		
14 保険給付の請求のための証明書の交付	5 指定訪問リハビリテーションその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、領収証を交付しているか。 ※口座引き落とし等支払いの方法によらず領収証を交付すること。	()	
	6 領収証には、次の額を区分して記載しているか。 ① 保険給付対象額（上記1のサービス提供をした場合は1割、2割又は3割負担額、上記2のサービスを提供した場合は10割負担額） ② 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定訪問リハビリテーションに要する交通費	()	
	7 領収証に、医療費控除の対象額（指定訪問リハビリテーションに係る利用者の自己負担分）を記載しているか。	()	
15 指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針	1 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションに係る利用料の支払を受けた場合（いわゆる償還払いの場合）は、次の事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。 □ 提供した指定訪問リハビリテーションの内容 □ 費用の額 □ その他必要と認められる事項	() 〔条〕第22条 〔準用〕第89条 〔条〕第52条の2 〔準用〕第85条 〔通〕第3—3(12)	〔条〕第22条 〔準用〕第89条 〔条〕第52条の2 〔準用〕第85条 〔通〕第3—3(12)
16 指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針	1 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に訪問リハビリテーションを行っているか。	() 〔条〕第84条 〔条〕第86条 〔通〕第3—4—3(2)、第4—3—3(1)	〔条〕第84条 〔条〕第86条 〔通〕第3—4—3(2)、第4—3—3(1)
	2 自らその提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 ※ 目標達成の度合いやその効果等についての評価 質の評価方法を記入	()	
16 指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針	1 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行っているか。	() 〔条〕第85条 〔条〕第87条 〔通〕第3—4—3(2)、第4—3—3(2)	〔条〕第85条 〔条〕第87条 〔通〕第3—4—3(2)、第4—3—3(2)
	2 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っているか。	()	

項目	評価項目	評価	摘要
16 指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針（続き）	3 サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。	()	
	4 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載しているか。 □ 「切迫性・非代替性・一時性」の要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこと。 □ 具体的な内容について記録すること。	()	
	5 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行なうことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。	()	
	6 指定訪問リハビリテーション事業所の医師は、指定訪問リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等の指示を行っているか。	()	
	7 医学の進歩に沿った適切な技術をもってサービスの提供を行っているか。	()	
	8 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供しているか。	()	
	9 指定訪問リハビリテーションを行った際には、速やかに、指定訪問リハビリテーションを実施した要介護者等の氏名、実施日時、実施した指定訪問リハビリテーションの要点及び担当者の氏名を記録しているか。	()	
	10 訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告しているか。	()	
	11 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫などの情報を伝達しているか。	()	

項目	評価項目	評価	摘要
16 指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針（続き）	12 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供しているか。	()	
17 訪問リハビリテーション計画の作成	1 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、訪問リハビリテーション計画を作成しているか。 ※ 指定訪問リハビリテーションとは別の医療機関の医師から計画的な医学的管理を受けている患者であって、例外として、当該事業所の医師がやむを得ず診療できない場合には、別の医療機関の医師から情報の提供を受けて、当該情報をもとに訪問リハビリテーション計画を作成しても差し支えない。（この場合の介護報酬の請求については、下記11を参照）	() 〔条〕第86条 〔条〕第87条 〔通〕第3-四-3(3)、第4-三-3(2)	
	2 訪問リハビリテーション計画書に次の内容が記載されているか。 <input type="checkbox"/> 訪問リハビリテーションの目標 <input type="checkbox"/> 訪問リハビリテーション計画の方針 <input type="checkbox"/> 目標を達成するための具体的なサービスの内容等 <input type="checkbox"/> リハビリテーションの実施上の留意点 <input type="checkbox"/> リハビリテーション終了の目安・時期 <input type="checkbox"/> 利用者の希望、健康状態等	()	
	3 既に居宅サービス計画が作成されている場合は、居宅サービス計画に沿った訪問リハビリテーション計画書を作成しているか。	()	
	4 訪問リハビリテーション計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問リハビリテーション計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。	()	
	5 医師又は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	()	
	6 訪問リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直しているか。	()	
	7 訪問リハビリテーション計画の実施状況や評価について、利用者及びその家族に対し、説明しているか。	()	
	8 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しているか。	()	

項目	評価項目	評価	摘要
17 訪問リハビリテーション計画の作成（続き）	9 医師又は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しているか。	()	
	※ 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたりハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、〔条〕第141条第1項から第5項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、上記1から9に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。		
	10 居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者から求めがあった場合は、訪問リハビリテーション計画を提供することに協力するよう努めているか。	()	
	11 以下の厚生労働大臣が定める基準に適合している当該指定訪問リハビリテーション事業所の医師が診療を行っていない利用者に対しては、所定単位数から減算して算定しているか。 【厚生労働大臣が定める基準】 指定訪問リハビリテーション事業所の医師による診療を行わずに利用者に対して指定訪問リハビリテーションを行った場合の減算に係る基準 イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 指定訪問リハビリテーション事業所の利用者が、当該事業所とは別の医療機関の医師による計画的な医学的管理を受けている場合であって、当該事業所の医師が、計画的な医学的管理を行っている医師から、当該利用者に関する情報の提供を受けていること。 (2) 当該計画的な医学的管理を行っている医師が適切な研修の修了等をしていること。 (3) 当該情報の提供を受けた指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、当該情報を踏まえ、訪問リハビリテーション計画を作成すること。 ロ イの規定に関わらず、令和6年6月1日から令和9年3月31までの間に、次に掲げる基準のいずれにも適合する場合には、同期間に限り、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問リハビリテーション費の注14を算定できる（減算して算定できる）ものとする。 (1) イ(1)及び(3)に適合すること。 (2) イ(2)に規定する研修の修了等の有無を確認し、訪問リハビリテーション計画書に記載していること。 ※ 医療機関からの退院後早期にリハビリテーションの提供を開始する観点から、医療機関に入院し、リハビリテーションの提供を受けた利用者であって、当該医療機関から、当該利用者に関する情報の提供が行われている者においては、退院後1か月以内に提供される訪問リハビリテーションに限り、当該減算は適用されない	() 〔報〕別表4注14 〔報〕別表3注12 〔留〕第2の5(14) 〔留〕第2の4(12) ・厚生労働大臣が定める基準 (平成27年3月23日厚生労働省告示第95号) 第12号の3、第106号の3 ※所定単位数の算定の基準については、本自主点検表第7介護報酬により点検すること。	

項目	評価項目	評価	摘要
18 利用者に関する市町村への通知	1 指定訪問リハビリテーションを受けている利用者が、次の項目のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 □ 正当な理由なしに指定訪問リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。 □ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	()	〔条〕第27条 (準用第89条) 《条》第52条の3 (準用第85条) 〔通〕第3-一一-3(15)
19 管理者の責務	1 管理者は、当該指定訪問リハビリテーション事業所の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 ※ 介護保険法の基本的理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面などで生じる事象を適時かつ適切に把握すること。	()	〔条〕第56条 (準用第89条) 《条》第54条 (準用第85条) 〔通〕第3-二-3(4)
	2 管理者は、従業者に運営基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	()	
20 運営規程	1 指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる重要な事項を内容とする運営規程を定めているか。 □ 事業の目的及び運営の方針 □ 従業者の職種、員数及び職務の内容 □ 営業日及び営業時間 □ 利用料その他の費用の額 □ 通常の事業の実施地域 □ 虐待の防止のための措置に関する事項 □ その他の運営に係る重要な事項	()	〔条〕第87条 《条》第83条 〔通〕第3-一一-3(19)
21 勤務体制の確保等	1 指定訪問リハビリテーション事業者においては、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次のとおり勤務の体制を定めているか。 □ 月ごとの勤務表を作成している。 □ 次の項目が明確化されている。 ・訪問リハビリテーション従業者の日々の勤務時間 ・常勤・非常勤の別 ・管理者との兼務関係 等	()	〔条〕第32条 (準用第89条) 《条》第55条の2 (準用第85条) 〔通〕第3-一一-3(21)
	2 当該指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によって指定訪問リハビリテーションを提供しているか。 ※ 雇用契約その他の契約により当該事業所の管理の指揮命令下にある理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を指す。	()	
	3 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	()	
	4 業務上必要な範囲を超えて行われる性的な言動（セクシャルハラスメント）又は優越的な関係を背景とした言動（パワーハラスメント）により、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の就業環境が害されることを防止するために、次のとおり必要な措置を講じているか。	()	

項目	評価項目	評価	摘要
21 勤務体制の確保等（続き）	<p><input type="checkbox"/> ハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する。</p> <p><input type="checkbox"/> 相談（苦情を含む。）に応じるための窓口及び担当者をあらかじめ定め、従業者に周知・啓発する。</p> <p>5 顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主は次のことを行っているか。 (事業者が講じることが望ましい取組)</p> <p><input type="checkbox"/> 忽略行為の相談に適切に対応するための体制整備</p> <p><input type="checkbox"/> 被害者への配慮のための取組 (メンタルヘルス対応、複数対応など)</p> <p><input type="checkbox"/> 被害防止のための取組 (迷惑行為マニュアル作成や、研修の実施)</p>	()	
22 業務継続計画の策定等	<p>1 感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施し、かつ非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、必要な措置を講じているか。</p> <p>2 業務継続計画に、次の事項を記載しているか。 <感染症に係る業務継続計画></p> <p><input type="checkbox"/> 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）</p> <p><input type="checkbox"/> 初動対応</p> <p><input type="checkbox"/> 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</p> <p><災害に係る業務継続計画></p> <p><input type="checkbox"/> 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</p> <p><input type="checkbox"/> 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</p> <p><input type="checkbox"/> 他施設及び地域との連携</p> <p>※ <感染症に係る業務継続計画>と、<災害に係る業務継続計画>は、一体的に策定してもよい。</p> <p>3 従業者に対して、業務継続計画について周知しているか。</p> <p>4 従業者に対して、次のとおり研修を実施しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 研修内容は、業務継続計画の具体的な内容、平常時及び緊急時の対応についての理解の励行。</p> <p><input type="checkbox"/> 定期的（年1回以上）に開催。新規採用時には別に研修を実施。</p> <p><input type="checkbox"/> 研修の実施内容を記録する。</p> <p>※ 感染症に係る研修は、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施してもよい。</p>	() () () ()	[条] 第32条の2 (準用第89条) 《条》第55条の2 の2 (準用第85 条) [通] 第3-四- 3(4)

項目	評価項目	評価	摘要
22 業務継続計画の策定等(続き)	5 従業者に対して、次のとおり訓練を実施しているか。 □ 業務継続計画に基づく事業所内の役割分担の確認。 □ 感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習。 □ 定期的(年1回以上)に実施する。 □ 訓練の実施内容を記録する。 ※ 感染症に係る訓練は、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施してもよい。	()	
	6 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	()	
	7 上記2の業務継続計画を策定していない場合、業務継続計画未策定減算を算定しているか。 ※ 経過措置として、令和7年3月31日までの間は、減算を適用しない。	()	〔報〕別表4注3 〔報〕別表3注3 〔留〕第2の5(5) 〔留〕第2の4(5)
23 衛生管理等	1 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。	()	〔条〕第33条 (準用第89条) 〔条〕第55条の3 (準用第85条) 〔通〕第3-四-3(5)
	2 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の感染を予防するため、使い捨ての手袋やマスク等の備品を備えるなど対策を講じているか。	()	
	3 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。	()	
	4 当該指定訪問リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催 □ おおむね6月に1回以上開催 □ 検討結果について記録する(議事録等) □ 委員会の結果について、従業者に周知する ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 □ 指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定 □ 発生時における事業所内の連絡体制及び関係機関への連絡体制を整備し、指針に明記 (平常時の対策) □ 事業所内の衛生管理(環境の整備等) □ ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策) (発生時の対応) □ 発生状況の把握 □ 感染拡大の防止 □ 医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携 □ 行政等への報告	() () () ()	

項目	評価項目	評価	摘要
23 衛生管理等 (続き)	<p>③ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修の実施</p> <p><input type="checkbox"/> 定期的（年1回以上）に開催。新規採用時に感染症対策研修を実施することが望ましい。</p> <p><input type="checkbox"/> 研修の実施内容を記録する。</p> <p>④ 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の実施</p> <p><input type="checkbox"/> 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、定期的（年1回以上）に行う。</p> <p><input type="checkbox"/> 指針及び研修内容に基づく事業所内の役割分担の確認</p> <p><input type="checkbox"/> 感染症対策をした上ででのケアの演習</p> <p><input type="checkbox"/> 訓練の実施内容を記録する。</p>	()	
24 掲示	<p>1 当該訪問リハビリテーション事業所の見やすい場所に、次の項目を掲示しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 運営規程の概要（利用料の具体的な金額を含む）</p> <p><input type="checkbox"/> 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制（職種ごと、常勤・非常勤の人数。氏名は不要。）</p> <p><input type="checkbox"/> 事故発生時の対応</p> <p><input type="checkbox"/> 苦情処理体制（国民健康保険団体連合会、市町村の苦情受付窓口も掲示することが望ましい）</p> <p><input type="checkbox"/> 第三者評価の実施状況（実施の有無、直近の実施年月日、評価機関名、結果開示状況）</p> <p><input type="checkbox"/> その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項</p> <p>※ 各内容を記載した書面をファイル等で当該訪問リハビリテーション事業所に備え付け、いつでも閲覧できる状態にすることで、掲示に代えてもよい。</p> <p>2 原則として、上記1の重要事項をインターネット上で公表しているか。</p>	()	[条] 第34条 (準用第89条) 《条》第55条の4 (準用第85条) 〔通〕第3-一一-3(24)
【2は令和7年4月1日から義務化】		()	
25 秘密保持等	<p>1 指定訪問リハビリテーション事業所の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>2 指定訪問リハビリテーション事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らした場合に違約金を取るなど、秘密漏洩防止のために必要な措置を講じているか。</p> <p>3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意をあらかじめ文書により得ているか。</p> <p>4 サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ているか。</p>	() () () ()	[条] 第35条 (準用第89条) 《条》第55条の5 (準用第85条) 〔通〕第3-一一-3(25)

項目	評価項目	評価	摘要
26 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	1 指定訪問リハビリテーション事業者は、特定の事業者にサービスを利用させることの対償として、居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	()	〔条〕第37条 (準用第89条) 《条》第55条の7 (準用第85条) 〔通〕第3---3(27)
27 苦情処理	1 利用者及びその家族からの苦情に、次のとおり、迅速かつ適切に対応しているか。 □ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該指定訪問リハビリテーション事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにしている。 □ 上記措置の概要について併せて利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載している。 □ 苦情処理の概要について指定訪問リハビリテーション事業所内に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載している。	()	〔条〕第38条 (準用第89条) 《条》第55条の8 (準用第85条) 〔通〕第3---3(28)
	2 上記1の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	()	
	3 上記2の記録を5年間保存しているか。	()	
	4 苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	()	
	5 法23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。	()	
	6 市町村から指導又は助言を受けた場合においては、それに従って必要な改善を行っているか。	()	
	7 市町村から求めがあった場合には、上記6の改善の内容を市町村に報告しているか。	()	
	8 利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力しているか。	()	
	9 国民健康保険団体連合会から上記8の調査に基づく指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	()	
	10 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、上記9の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	()	
28 地域との連携等	1 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。 ※ 介護サービス相談員派遣事業のほか、老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て、市町村が行う事業も含む。	()	〔条〕第39条 (準用第89条) 《条》第55条の9 (準用第85条) 〔通〕第3---3(29)
	2 高齢者向け集合住宅等と同一の建物に指定訪問リハビリテーション事業所が所在する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問リハビリテーションを提供するよう努めているか。	()	

項目	評価項目	評価	摘要
29 事故発生時の対応	1 利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 ※ 本市の報告対象となる事故については、前橋市ホームページ（介護保険のサービス提供時に発生した事故等の報告）及び前橋市社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領（前橋市令和4年12月5日施行）を参照	()	〔条〕第40条 (準用第89条) 《条》第55条の10(準用第85条) 〔通〕第3-一一-3(30)
	2 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	()	
	3 上記2の記録を5年間保存しているか。	()	
	4 指定訪問リハビリテーション事業所が賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。	()	
	5 損害賠償保険に加入する等の措置を講じているか。	()	
	6 事故が発生した際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じているか。	()	
30 虐待の防止	虐待の発生又はその再発を防止するため、次の1~4に掲げる措置を講じているか。 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会は、次のとおり開催しているか。（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。） <input type="checkbox"/> 委員会のメンバーは、管理者を含む幅広い職種で構成し、責務及び役割分担を明確化。 <input type="checkbox"/> 定期的な開催。 <input type="checkbox"/> 虐待防止検討委員会での検討事項。 <ul style="list-style-type: none">・ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること・ 虐待の防止のための指針の整備に関すること・ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること・ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること・ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること・ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること・ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること <input type="checkbox"/> 検討結果について記録する（議事録等） <input type="checkbox"/> 開催結果の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対する周知徹底。	() ()	〔条〕第40条の2 (準用第89条) 《条》第55条の10の2(準用第85条) 〔通〕第3-四-3(6)

項目	評価項目	評価	摘要
30 虐待の防止 (続き)	<p>2 次の項目を盛り込んだ、当該指定訪問リハビリテーション事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 <input type="checkbox"/> 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 <input type="checkbox"/> 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 <input type="checkbox"/> 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 <input type="checkbox"/> 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 <input type="checkbox"/> 成年後見制度の利用支援に関する事項 <input type="checkbox"/> 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 <input type="checkbox"/> 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 <input type="checkbox"/> その他虐待の防止の推進のために必要な事項 	()	
	<p>3 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、虐待の防止のための研修を次のとおり実施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発及び指針に基づく虐待防止の徹底を行うものとする。 <input type="checkbox"/> 定期的（年1回以上）に開催。新規採用時には必ず研修を実施。 <input type="checkbox"/> 研修の実施内容を記録する。 	()	
	<p>4 上記1～3に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</p> <p>※ 虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が努めることが望ましい。</p>	()	
	<p>5 上記1～4の措置を講じていない場合、高齢者虐待防止措置未実施減算を算定しているか。</p>	()	[報]別表4注2 《報》別表3注2他
31 会計の区分	<p>1 事業所ごとに経理を区分し、当該指定訪問リハビリテーションの事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p> <p>2 具体的な会計処理の方法については、次の通知を参考として適切に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号） 	()	[条]第41条 (準用第89条) 《条》第55条の11 (準用第85条) 〔通〕第3――3(32)
32 記録の整備	<p>1 医師は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対して行った指示内容の要点を診療録に記入しているか。</p> <p>2 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画書に基づき提供した具体的なサービスの内容等及び指導に要した時間を記録にとどめているか。</p> <p>※ 当該記載については、医療保険の診療録に記載することとしてもよいが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにすることとする。</p>	()	[留]第2の5(18) 《留》第2の4(16)

項目	評価項目	評価	摘要
32 記録の整備 (続き)	3 リハビリテーションに関する記録（実施時間、訓練内容、担当者、加算の算定に当たって根拠となった書類等）は利用者ごとに保管され、常に当該事業所のリハビリテーション従事者により閲覧が可能であるか。 4 次の事項に関する諸記録を整備しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 従業者 <input checked="" type="checkbox"/> 設備 <input checked="" type="checkbox"/> 備品 <input checked="" type="checkbox"/> 会計	()	
	5 次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。 ※ 完結の日：契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日。 <input checked="" type="checkbox"/> 項目17の、訪問リハビリテーション計画書 <input checked="" type="checkbox"/> 項目12の、提供した具体的なサービスの内容等の記録 <input checked="" type="checkbox"/> 項目18の、市町村への通知に係る記録 <input checked="" type="checkbox"/> 項目16の、身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由 <input checked="" type="checkbox"/> 項目27の、苦情の内容等の記録 <input checked="" type="checkbox"/> 項目29の、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	()	[条] 第88条 [条] 第84条 [通] 第3-四-3(7)
33 指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針 (指定訪問リハビリテーションと共に通でないもの)	1 指定介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。 2 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。 3 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか。 4 利用者の意欲が高まるようコミュニケーションを十分に図ることをはじめ、様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。	() () () ()	[条] 第86条 [通] 第4-三-3(1)
34 指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針 (指定訪問リハビリテーションと共に通でないもの)	1 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を把握しているか。 2 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握（モニタリング）を行っているか。	() ()	[条] 第87条 [通] 第4-三-3(2)

項目	評価項目	評価	摘要
34 指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針（続き）	3 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しているか。	()	
	4 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行っているか。	()	
	5 介護予防訪問リハビリテーション計画の変更の際に上記1～3に準じて取り扱っているか。	()	
35 電磁的記録等	<p>1 電磁的記録について 指定訪問リハビリテーション事業者等は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行なうことが規定されている又は想定されるもの（被保険者証に関するものは除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行なうことができるが、下記のとおり行なっているか。</p> <p>① 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。</p> <p>② 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。</p> <p>ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>③ その他、電磁的記録により行なうことができるとしているものは、①及び②に準じた方法によること。</p>	()	〔条〕第277条第1項 〔条〕第267条 〔通〕第5-1

項目	評価事項	評価	摘要
35 電磁的記録等（続き）	<p>2 電磁的方法について 指定訪問リハビリテーション事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）については、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法で行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 電磁的方法による交付は、「1内容及び手続の説明及び同意」の「評価事項3」の電磁的方法による重要事項の提供に準じた方法によること。 ② 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。 ③ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましい。 ④ その他、電磁的方法によることができるとされているものは、①～③の方法に準じた方法によること。 <p>※ 「押印についてのQ & A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。</p> <p>※ 基準省令、予防基準又は基準についての通知の規定に電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。</p>	()	
	3 電磁的記録及び電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守しているか。	()	

第5 委員会・研修・訓練の実施状況

※以下の内容が確認できる既存資料の提出でも可

1 委員会開催状況

委員会	開催頻度	令和5年度 開催日	令和6年度 開催日
感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会			
虐待の防止のための対策を検討する委員会			
その他(記載してください)			
その他(記載してください)			

2 研修実施状況

区分	研修名等具体的内容	令和5年度 実施日	令和6年度 実施日
業務継続 計画関係			
感染症予 防まん延防 止関係			
高齢者虐 待防止関 係			
その他(記 載してくだ さい)			
その他(記 載してくだ さい)			
その他(記 載してくだ さい)			
その他(記 載してくだ さい)			

3 施設外研修(前年度・今年度受講分)

受講年月日	主催者	開催地／eラーニング等	研修内容	参加職種	参加人員

4 職員研修体制

5 新規採用時研修プログラム

(有 ・ 無)

研修内容	実施の有無	直近実施日
業務継続計画関係	有・無	
感染症予防まん延防止関係	有・無	
高齢者虐待防止関係	有・無	
その他(記載してください)	有・無	

6 訓練実施状況

区分	訓練名等具体的内容	令和5年度 実施日	令和6年度 実施日
業務継続 計画関係			
感染症予 防まん延防 止関係			
その他(記 載してくだ さい)			
その他(記 載してくだ さい)			

第6 届出等

注) 指定介護予防訪問リハビリテーションの場合、評価事項欄に特段の注記がない限り、文中の「訪問リハビリテーション」を「介護予防訪問リハビリテーション」に読み替えてください。

項目	評価事項	評価	摘要
1 変更、再開の届出	<p>1 次のいずれかの事項に変更があったときは、事前の確認を要するため、変更日の2週間前までにその旨を前橋市長に届け出ているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業所の所在地（出張所を含む） <input type="checkbox"/> 事業所の平面図、設備の概要（構造、専用区画等）</p> <p>2 指定を受けた事業所について、次のいずれかの事項に変更があったとき又は休止した事業を再開したときは、10日以内に、その旨を前橋市長に届け出ているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業所の名称、事業所の電話、FAX（出張所を含む） <input type="checkbox"/> 申請者の名称、主たる事務所の所在地、電話、FAX <input type="checkbox"/> 申請者の代表者（開設者）の氏名、住所、生年月日、職名 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書及び条例等（当該指定訪問リハビリテーション事業に関するものに限る） <input type="checkbox"/> 事業所種別（病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院の別） <input type="checkbox"/> 利用者の推定数 <input type="checkbox"/> 事業所の管理者の氏名、住所、生年月日 <input type="checkbox"/> 運営規程</p>	()	[法] 第75条、第115条の5 [規] 第131条、第140条の22 ・前橋市ホームページ〇介護保険事業者（居宅・施設サービス）の変更届〇届出時期
2 廃止、休止の届出	1 当該指定訪問リハビリテーション事業を廃止又は休止するときは、廃止、休止の日の1月前までに、前橋市長に届け出ているか。	()	
3 介護給付費算定に係る体制等に関する届出	<p>1 加算等の届出（単位数が増えるもの）の場合は、届出が毎月15日以前になされた場合は翌月から、16日以降になされた場合は翌々月から算定を開始するものとしているか。</p> <p>2 事業所の体制等が、加算等の要件を満たさなくなつた場合は、その旨を速やかに届け出ているか。（加算が算定されなくなった事実が発生した日から加算の算定はできない。）</p>	()	[留]《留》第1-1(5)
		()	[留]《留》第1-5

第7 介護報酬

注) 指定介護予防訪問リハビリテーションの場合、評価事項欄に特段の注記がない限り、文中の「訪問リハビリテーション」を「介護予防訪問リハビリテーション」に読み替えてください。

項目	評価事項	評価	摘要
1 算定の基準について	1 指定訪問リハビリテーションは、計画的な医学的管理を行っている当該指定訪問リハビリテーション事業所の医師の指示の下で実施するとともに、当該医師の診療の日から3月以内に行われた場合に算定しているか。	()	[留]第2の5(1) 《留》第2の4(1) ・リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について（令和6年3月15日老高発0315第2号、老認発0315第2号、老老発0315第2号）
	2 例外として、指定訪問リハビリテーション事業所の医師がやむを得ず診療できない場合には、別の医療機関の計画的な医学的管理を行っている医師から情報提供（指定訪問リハビリテーションの必要性や利用者の心身機能や活動等に係るアセスメント情報等）を受け、当該情報提供を踏まえて、当該リハビリテーション計画を作成し、指定訪問リハビリテーションを実施した場合には、情報提供を行った別の医療機関の医師による当該情報提供の基礎となる診療の日から3月以内に行われた場合に算定しているか。	()	
	3 上記2の場合、少なくとも3月に1回は、指定訪問リハビリテーション事業所の医師は、当該情報提供を行った別の医療機関の医師に対して訪問リハビリテーション計画等について情報提供を行っているか。	()	
	4 指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、指定訪問リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいざれか1以上の指示を行っているか。	()	
	5 上記4における指示を行った医師又は当該指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、当該指示に基づき行った内容を明確に記録しているか。	()	
	6 以下に該当し、サービス提供の開始に当たって訪問リハビリテーション計画を作成しなかった場合において、訪問リハビリテーション費の算定開始の日が属する月から起算して3か月以内に、訪問リハビリテーション事業所の医師の診療に基づき、次回の訪問リハビリテーション計画を作成しているか。 ※ 医療機関において、当該医療機関の医師の診察を受け、当該医療機関の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士からリハビリテーションの提供を受けた利用者に関する場合は、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」の別紙2-2-1をもって、当該医療機関から情報提供を受け、訪問リハビリテーション事業所の医師が利用者を診察し、記載された内容について確認して、指定訪問リハビリテーションの提供を開始しても差し支えないと判断した場合には、別紙2-2-1をリハビリテーション計画書とみなし、訪問リハビリテーション費の算定を開始することができる。	()	

項目	評価事項	評価	摘要
1 算定の基準について(続き)	7 訪問リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直しているか。	()	
	8 上記7について、初回の評価は、訪問リハビリテーション計画に基づくリハビリテーションの提供開始からおおむね2週間以内に、その後はおおむね3月ごとに評価を行っているか。	()	
	9 指定訪問リハビリテーション事業所の医師が利用者に対して3ヶ月以上の指定訪問リハビリテーションの継続利用が必要と判断する場合には、リハビリテーション計画書に指定訪問リハビリテーションの継続利用が必要な理由、具体的な終了目安となる時期、その他指定居宅サービスの併用と移行の見通しを記載しているか。	()	
	10 指定訪問リハビリテーションは、利用者又はその家族等利用者の看護に当たる者に対して1回当たり20分以上指導を行った場合に、1週に6回を限度として算定しているか。 ※ 退院(所)の日から起算して3ヶ月以内に、医師の指示に基づきリハビリテーションを行う場合は、週12回まで算定可能。	()	
	11 指定訪問リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあって、医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者の居宅を訪問して指定訪問リハビリテーションを行った場合には、訪問する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の当該訪問の時間は、介護老人保健施設又は介護医療院の人員基準の算定に含めないこととしているか。	()	
	12 上記11について、介護老人保健施設又は介護医療院による指定訪問リハビリテーションの実施に当たっては、介護老人保健施設又は介護医療院において、施設サービスに支障がないよう留意しているか。	()	
	13 指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫などの情報を伝達しているか。	()	
	14 居宅からの一連のサービス行為として、買い物やバス等の公共交通機関への乗降などの行為に関する訪問リハビリテーションを提供するに当たっては、訪問リハビリテーション計画にその目的、頻度等を記録しているか。	()	
	15 利用者が指定訪問リハビリテーション事業所である医療機関を受診した日又は訪問診療若しくは往診を受けた日に、訪問リハビリテーション計画の作成に必要な医師の診療が行われた場合には、当該複数の診療等と時間を別にして行われていることを記録上明確にしているか。	()	

介護給付費部分(加算等)については、以下の資料を用いて自主点検をお願いします。

- 1 加算等自己点検シート
- 2 各種加算・減算適用要件等一覧

前橋市ホームページ

【介護・高齢】各種加算等自己点検シート・適用要件等一覧

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/shidokansa/gyomu/4147.html>

ホーム > 組織から探す(HP右上) > 福祉部 > 指導監査課 > 業務案内